

(お知らせ)

令和 8 年 2 月 5 日
防衛省

日米合同委員会合意について

日米合同委員会において、F A C 5 1 1 5 新田原飛行場の追加財産の限定使用について合意しましたのでお知らせします。

なお、合意概要については別添のとおりです。

日米合同委員会合意事案概要

件 名	F A C 5 1 1 5 新田原飛行場の追加財産の限定使用について
承 認 年 月 日	令和 8 年 1 月 2 3 日
施 設 ・ 区 域 名 称	F A C 5 1 1 5 新田原飛行場
合 意 対 象 所 在 地	宮崎県児湯郡新富町
合 意 対 象 面 積 等	土 地：約 59, 000 m ² 水 域 等： 一 建 物：9 棟の一部、約 5, 200 m ² 工 作 物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。） 附 帯 施 設： 一

【事案内容】

本件は、日米共同訓練を実施するため、標記施設の一部を日米地位協定第2条第4項（b）に基づき限定使用することについて、日米合同委員会の承認を得たものである。

記

土 地：約 59, 000 m²

建 物：9 棟の一部、約 5, 200 m²

工作物：定着物及び設置物を含む工作物一式（関連備品を含む。）

使用期間：(1) 令和 8 年 3 月 9 日から同年 3 月 19 日までの間

(2) 必要に応じ、訓練の展開と撤収のための追加期間



■ 限定使用土地及び工作物

■ 限定使用建物